

実用新案技術評価書の改善について

実用新案技術評価書（以下「評価書」という）は、実体審査を経ずに登録された実用新案権の有効性に関する客観的な判断材料を提示するものであり、権利行使の局面においては、当該評価書の内容が重要な位置づけを有する。したがって、評価書の的確性、及びわかり易さの一層の向上を図ることが必要不可欠である。このため、評価書の的確性の維持・向上に向け、特許庁においては、先行技術調査の徹底等に引き続き努めることとする。

一方、運用面、様式面においても改善すべき点は改める必要がある。例えば、現行の実用新案制度における評価請求では、請求人の意見を付すための明確な様式が設けられておらず、また、評価書には、別紙の通り、考案の評価、引用文献名、及び引用文献の記載内容の説明については記載されるものの、審査官がどのような論理によって新規性や進歩性が欠如すると判断したのか、その具体的な筋道は示されていない。このため、評価書の的確性、及びわかり易さの一層の向上を図るべく、例えば、以下のような改善策を検討することが適当と考えられる。

1．意見表明機会の付与

審査官が当事者の意見を参考に、評価対象の実用新案権をより正確に理解した上で評価書を作成することを可能とするため、評価請求を行う際に、当事者が意見を付すことができることとする。

評価書に納得できない当事者は、既に作成された評価書に対する意見を付して再度評価請求を行うことが可能であるため、当事者に対するより納得性の高い評価書の作成につながることが期待される。

2. 審査官の論理（ロジック）の記載

権利者や第三者が技術評価書における審査官の見解を正確に理解できるよう、技術評価書において、拒絶理由（或いは、国際予備審査報告）と同様の、新規性・進歩性についての判断（審査官の論理（ロジック））を記載できることとする。

実用新案技術評価書

1. 登録番号	3 0 1 2 3 X X		8. 考案の属する分野の分類 (国際特許分類 第7版) A 6 3 H 3 / 0 2 3 / 0 0 L 3 / 0 4 Z A 4 7 G 9 / 0 8 A
2. 出願番号	2 0 0 X - 0 1 2 3 4 5		
3. 出願日	平成 YY 年 0 4 月 0 1 日		
4. 優先日 / 原出願日	平成 年 月 日		
5. 考案の名称	ふとん付きぬいぐるみ		
6. 実用新案登録出願人 / 実用新案権者			
7. 作成日	平成 YY 年 0 5 月 1 0 日		
9. 作成者 特許庁審査官			部屋コード 2 C
10. 考慮した手続補正書	平成 YY 年 5 月 2 日付け手続補正書		続葉有
11. 先行技術調査を行った文献の範囲	続葉有		
文献の種類	調査した範囲		
	分野	時期的範囲	
日本国特許公報及び 実用新案公報	国際特許分類 第7版 A 6 3 H 3 / 0 0 - 3 / 0 4 A 4 7 G 9 / 0 0 - 9 / 0 8	~ 平成 YY 年 5 月 1 0 日	
米国特許発明明細書	国際特許分類 第7版 A 6 3 H 3 / 0 0 - 3 / 0 4	~ 2 0 0 X 年 5 月 1 0 日	
その他の文献	編「生活百科(収納編)」(平成 年 5 月 6 日発行) 社		
(備考)『日本国特許公報及び実用新案公報』は公開公報、公表公報、公告公報、登録公報 及び 特許発明明細書を含む。			

(第1ページ)

年 番 号

実願

2	0	0	X
---	---	---	---

 —

0	1	2	3	4	5
---	---	---	---	---	---

12. 評 價

続葉有

請求項	評価	引 用 文 献 名 等 及 び 説 明
1	1	文献 1 : 特開平 × × - 5 4 3 2 1 号公報 上記文献 1 の第 3 頁右下欄 2 ~ 5 行目には、「本願発明は、・・・特に、子供用の玩具に変形可能で、その際には、寝袋の本体が玩具の詰め物になる様に構成された子供用の寝袋に関するものである。」と記載されている。
2	2	上記文献 1 文献 2 : 編「生活 × × (収納編) 」(平成 年 5 月 6 日発行) 社 文献 1 の指摘箇所については上記に同じ。 上記文献 2 の第 3 頁左欄第 1 行 ~ 第 8 行は、「第 1 2 図の・・・は寝袋としても使用できる・・・」と記載されている。また、第 1 2 図を参照。
3	6	一般的技術水準を示す参考文献 (文献 1 、文献 2 及び特開平 - 2 3 4 5 6 号公報、米国特許第 , , , 号明細書)

言平 1 両

- 1 . この請求項に係る考案は、右欄の刊行物の記載からみて、新規性欠如と判断されるおそれがある。(実用新案法第 3 条第 1 項第 3 号)
- 2 . この請求項に係る考案は、右欄の刊行物の記載からみて、進歩性を欠如するものと判断されるおそれがある。(第 3 条第 2 項(同条第 1 項第 3 号に掲げる考案に係るものに限る))
- 3 . この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に登録公報の発行又は出願公告若しくは出願公開がされた右欄の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明又は考案と同一と判断されるおそれがある。(第 3 条の 2)
- 4 . この請求項に係る考案は、その出願の日前に出願された右欄の出願に係る発明又は考案と同一と判断されるおそれがある。(第 7 条第 1 項、第 3 項)
- 5 . この請求項に係る考案は、その出願と同日に出願された右欄の出願に係る発明又は考案と同一と判断されるおそれがある。(第 7 条第 2 項、第 7 項)
- 6 . 特に関連する先行技術文献を発見できない。